

古びた空き家にもう一度息吹を

定住促進空き家活用事業

町では、町内にある空き家を活用することで定住促進や地域の活性化を図ることを目的に「空き家バンク制度」と「定住促進空き家活用事業補助金交付制度」を制定しています。

これは、町内に空き家を所有する人が、その空き家を賃貸することを前提に、住宅を改修（リフォーム）するための補助金を交付する制度です。

制度を利用するためには、事前に空き家バンクに登録し、町に申請することが必要です。

この制度を活用することで、古い台所や浴室、トイレなどの水回りのほか、内装や外壁の改修が可能となります。

空き家を所有しているが、空き家の活用についているという人は、ぜひ利用してみませんか。詳しくは問い合わせください。

▽補助額

総事業費の半額補助
(上限150万円)

▽手続き方法

- ① 町の空き家バンクに申請
 - ② 空き家の情報を登録
 - ③ 登録物件の希望者が見つかったら補助金活用事業の申請
- ▽補助金交付の流れ

- ① 町に申請後、町による審査
- ② 交付決定後、工事に着手
- ③ 工事後、町による完成検査の実施
- ④ 検査後、補助金の交付

◎問い合わせ先

役場企画財政課企画調整係

☎(86) 1134 「直通」



改修で生まれ変わった空き家の外壁や内装

児童扶養手当額が見直されます

手当の名称		改定前の支給額 [平成25年9月まで]	改定後の支給額 [平成25年10月から]
児童扶養手当（全部支給）		41,430円	41,140円
児童扶養手当（一部支給）		41,420円～ 9,780円	41,130円～ 9,710円
福祉手当三種	特別障害者手当	26,260円	26,080円
	障害児福祉手当	14,280円	14,180円
	経過的福祉手当	14,280円	14,180円
特別児童扶養手当（1級）		50,400円	50,050円
特別児童扶養手当（2級）		33,570円	33,330円

※表示額は月額

平成25年10月から、消費者物価指数の下落に伴い、各種手当の支給額が改定されます。詳しくは問い合わせください。

◎問い合わせ先

役場町民福祉課障害福祉係
☎(86) 1157 「直通」